

熊本県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年（2020年）10月1日から令和2年（2020年）11月30日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）6月4日

熊本県監査委員 福島 誠 治
 同 竹 中 潮
 同 内 野 幸 喜
 同 高 野 洋 介

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 食肉衛生検査所	<p>（職員の交通法規違反について）</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・違反事故直後の5月19日付けで通知「職員による交通事故・違反防止及び発生時の報告の徹底について」を当所の全職員に発出し、改めて職員への交通安全の意識づけを図った。 ・例年年度後半に実施している熊本県交通安全推進連盟の啓発DVDの視聴による啓発研修を早期(7月)に実施した。 ・引続き毎月例会や行事開催時などにおける交通安全の注意喚起を実施している(継続)。 ・また、公用車のハンドル部分に安全運転の注意喚起の標語を貼付(継続)。
健康福祉部 こども総合療育センター	<p>（職員の交通法規違反について）</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事案発生日に速やかに緊急職員集会を開催し、所属長から全職員に対して法令遵守徹底の訓示を行うとともに、毎月の交通安全対策委員会で職員全員の規範意識の定着に努め、再発防止を図っている。</p>
警察本部 玉名警察署	<p>（委託料等の事務処理について）</p> <p>委託料等の事務処理について、次の課題がある。</p> <p>(1)複数の業務委託料等の支払が遅れ、遅延利息（合計12,500円）が発生している。</p> <p>(2)修繕業務2件について、</p>	<p>本事案を受け、令和2年(2020年)3月12日付けで警察本部警務部長名の「支払遅延等の防止について（通達）」が発出された。また、業務上の問題・疑義は単独で抱え込まず、速やかに同僚、上司、本部会計課等に相談し、組織的解決を図ることを周知徹底した。</p> <p>その他の対策は、次のとおり。</p> <p>(1)について</p> <p>○随時、当年度に実施すべき契約案件の抽出</p>

施行伺及び支出負担行為を行わず業者に発注している。

支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。

を行い「契約業務管理表」を作成の上、契約スケジュールを管理

○毎日の支出状況の予算執行表及び予算差引簿による確認

○毎月の支出未済一覧表等及び上記通達に基づく「支払チェック表」の作成による各種契約等の支払状況確認と支払状況の署長、副署長への報告

により組織的管理及び支払遅延防止を図っている。

(2)について

○修繕等の事案が発生した場合の事案の内容及び進捗状況の署会計課内における情報共有

○修繕等の支払が発生する案件の署会計課への速やかな報告について、全署員へ周知徹底

○出納局主催の会計事務テーマ別研修会への参加による会計事務手続の再確認

により職員間の連携強化と同種事案の再発防止を図っている。

上記対策の実施により、その後同種事案は発生していないが、今後も継続し再発防止に努める。